

# 甘楽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

## 概要版

(令和3年度～令和5年度)

### 1 計画の基本構想

本計画は高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)の将来の姿などを見据え、令和3年度から令和5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

第8期計画(令和3年度～令和5年度)では「安心していきいきと暮らせるまちづくり 共に支えあいみんなでつくる福祉のまち」を計画の将来像として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる環境づくりを目指していきます。

安心して いきいきと暮らせる まちづくり  
—共に支えあい みんなでつくる 福祉のまち—



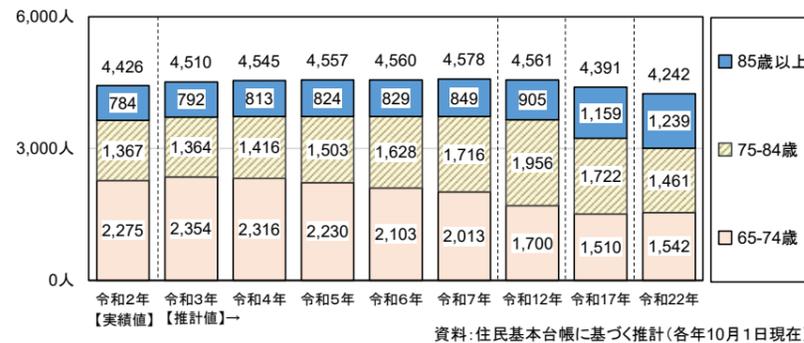
### 2 今後の高齢者の状況

本町の高齢者人口の推計をみる

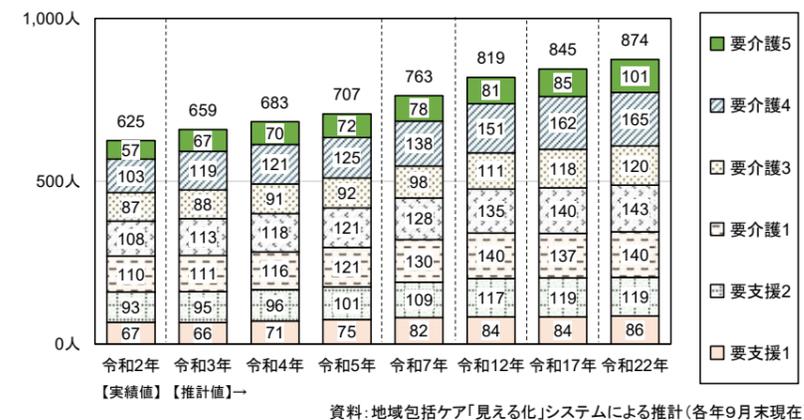
と、65～74歳の高齢者は令和3年をピークに減少を続け、一方で75歳以上の高齢者は年々増加し、令和17年にピークを迎え、2,800人程度となり、高齢者に占める割合は65.6%となることを見込まれます。

また、要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加し、計画最終年の令和5年には707人となり、認定率15.1%となることを見込まれます。

■高齢者人口の推計



■要支援・要介護認定者数の推計



### 3 基本目標

計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。



#### 基本目標1 自立支援・介護予防の推進

健康で長生きができるための高齢者の健康づくりや、地域の様々な介護予防の取り組みや活動に参加できるように、関係機関と連携し、介護予防の充実を図ります。また、国保データベース等のデータ分析を活用し、保健事業と地域支援事業を一体的に実施することで高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施します(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)。

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進



#### 基本目標2 いきいきと暮らせる地域づくりの推進

高齢者がいつまでも活動的で生きがいに満ちた社会生活を送ることができるように、多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な社会活動や就労の機会を促進し、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援します。

- 1 地域住民主体の地域づくりの推進
- 2 社会参加の促進と就労支援



#### 基本目標3 地域の中で自分らしい生活を継続するしくみづくり

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるために、地域包括支援センターを中心とし、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケア体制の充実を図ります。

- 1 高齢者を地域で見守る体制づくり
- 2 認知症支援体制の充実
- 3 在宅医療・介護連携体制の構築
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 安全で安心して暮らせる環境の整備
- 6 権利擁護の推進

#### 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営

介護需要の増加や多様な介護ニーズに対応し、高齢者が住み慣れた地域において日常生活を継続できるように、家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を目的とした介護サービスの整備等を図ります。

- 1 サービスの質の確保・向上及び介護人材の確保
- 2 介護給付の適正化等の推進
- 3 家族介護者への支援



## 4 介護保険料の見込み

### ○計画期間における保険給付費等見込額

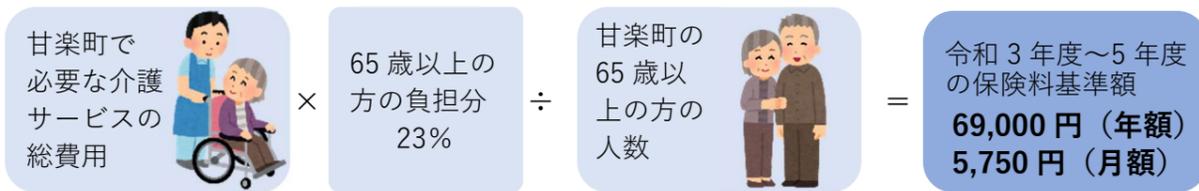
保険給付費を推計する上での主な留意点として、介護報酬の見直し、第1号被保険者の国における標準所得段階の変更などに加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込量を推計した結果、第8期計画の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約41億円と見込まれます。

### ○介護給付費準備基金の活用

第8期計画においては介護給付費準備基金38,000千円を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

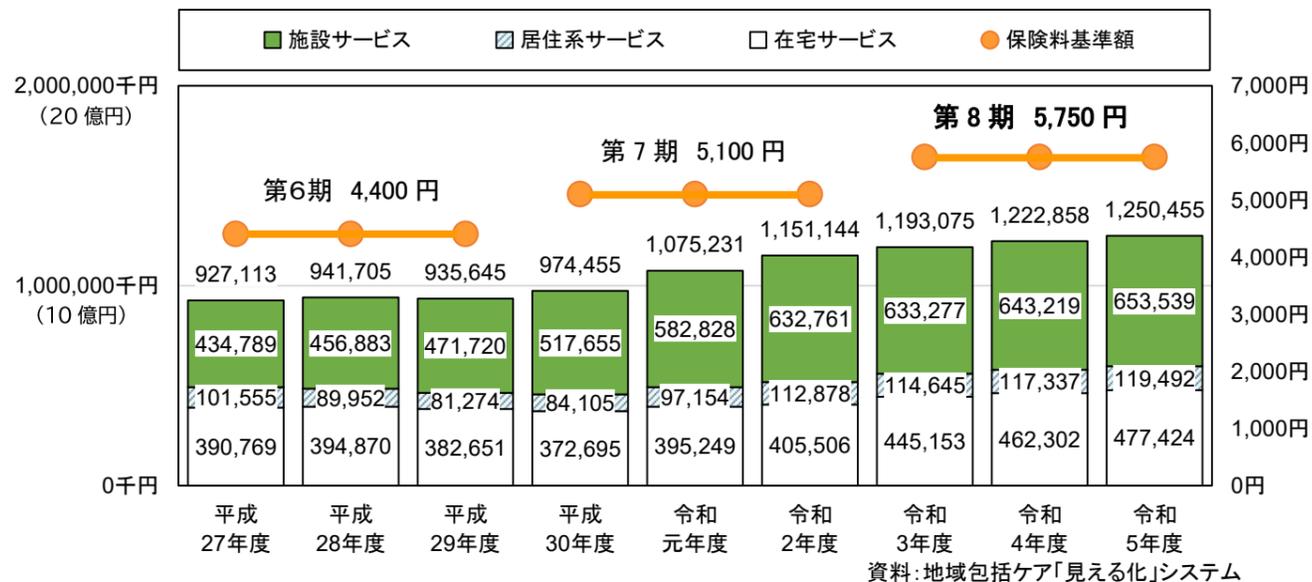
### ○第8期介護保険事業計画における介護保険料〈保険料基準額〉

上記の諸条件等をもとに、第8期（令和3年度～令和5年度）の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下のとおりとなります。



基準額をもとに所得等に応じて9段階の保険料となります。

### ■介護給付費及び介護保険料基準額の推移（令和2年度以降は推計）



### ■介護保険料基準額及び保険料所得段階の推移

区分	第1期 H12～H14	→	第4期 H21～H23	第5期 H24～H26	第6期 H26～H29	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5
月額 (増減)	2,650円 (-)	→	3,933円 (0)	3,933円 (0)	4,400円 (467)	5,100円 (700)	5,750円 (650)
年額 (増減)	31,800円 (-)	→	47,200円 (0)	47,200円 (0)	52,800円 (5,600)	61,200円 (8,400)	69,000円 (7,800)
段階	5段階	→	6段階	6段階	9段階	9段階	9段階

所得段階の区分及び乗率について算定した基準保険料は、下表のとおりです。

### ■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	介護保険料 (年額)	基準月額に対する割合※		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	20,700円 (34,500円)	0.30 (0.50)	0.30 (0.50)	0.30 (0.50)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	34,500円 (51,750円)	0.50 (0.75)	0.50 (0.75)	0.50 (0.75)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円を超える人	48,300円 (51,750円)	0.70 (0.75)	0.70 (0.75)	0.70 (0.75)
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	62,100円	0.90	0.90	0.90
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超える人	69,000円	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	82,800円	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	89,700円	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	103,500円	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	117,300円	1.70	1.70	1.70

※ 割合において（）内との差が公費負担となります（負担割合：国1/2、県1/4、町1/4）。